

様式第1 (第3条関係) (表面)

めっき施設を下水道合流区域に設置する場合

有害物質貯蔵施設を設置する場合

特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) 設置 (使用、変更) 届出書

年 月 日

仙台市長 殿

〒980-0803

宮城県仙台市青葉区国分町〇丁目〇ー〇

届出者

〇〇メッキ株式会社

代表取締役 仙台 太郎

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項 (第6条第1項又は第2項、第7条) の規定により、特定施設 (有害物質貯蔵指定施設) について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇メッキ株式会社〇〇工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	仙台市〇〇区 国分町〇丁目-2-3	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考
	△特定施設の設備 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。	
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。	
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。	
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条第2項関係	有害物質使用特定施設の種類		
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。	
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。	
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。	
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。	
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

様式第1 (裏面)

第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。		
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。		
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
  - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
  - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
  - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6 排水の排水系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限つて欄を設けること。
  - 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	N o 1	N o 2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害特定	有害特定
型 式	浸漬式 (〇〇〇社製 CM-5)	全自動バレル回転式 (〇〇〇社製 ZB-A1)
構 造	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇〇のとおり）	鉄製、内部を塩化ビニールライニング（構造図は資料〇〇のとおり）
主 要 寸 法	槽寸法 酸浸槽1m×1m×1.5m×1槽	装置全体で 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は添付図面〇〇のとおり)
能 力	ねじ 3,000個/日	ねじ 5,000個/日
配 置	めっき工場棟1階 (配置は、添付図面〇〇のとおり)	めっき工場棟1階 (配置は、添付図面〇〇のとおり)
床 面 及 び 周 囲	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
その他参考となるべき事項		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	N o 3	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害特定	
型 式	廃ガス洗浄施設 ( T R S - F 5 0 )	
構 造	F R P 製	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設本体の形状や材質等を簡潔に記載する。</li> <li>・施設の構造図等を添付し、施設本体の構造を説明する。</li> <li>・地下構造などの場合、必要に応じ設備の立面図も添付する。</li> </ul>
主 要 寸 法	3800×1500×3900 (H) mm	
能 力	3000m <sup>3</sup> /分	
配 置	屋上 (屋上平面図参照)	
床 面 及 び 周 囲	床面:コンクリート(フラン樹脂被膜) 周囲:本体は床面に接していない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置される床面やその周囲の構造、材質等を簡潔に記載する。</li> <li>・施設の構造図等を添付し、防液堤等の漏洩防止措置と、その内側(有害物質に触れる恐れのある範囲)の材質等を記載する</li> </ul>
設 置 年 月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	
工事完成予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	
使用開始予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	
その他参考となるべき事項	スクラバー洗浄水は年に1回交換、有害物質貯蔵指定施設に保管後、産廃処理	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設、設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	N o 4	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害貯蔵	
型 式	貯蔵タンク (〇〇社製〇〇-〇〇〇〇L)	
構 造	ポリエチレン製 液出し構造 補強枠：亜鉛メッキ鋼板枠 (貯蔵タンク図参照)	
主 要 寸 法	1535(直径)×1250(H)mm	
能 力	貯蔵量 2.0m <sup>3</sup>	
配 置	廃液保管室 (1階平面図参照)	
床 面 及 び 周 囲	床面：コンクリート(フラン樹脂で被膜) 周囲：防液堤(容量3.0m <sup>3</sup> )	
設 置 年 月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	
工事完成予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	
使用開始予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	
その他参考となるべき事項	貯蔵タンクは架台に設置	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	No 1	No 2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害特定	有害特定
設備	地上配管、排水溝、ためます	排水溝
構造	配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製、厚さ50mm	コンクリート製、厚さ50mm
主要寸法	配管 直径100mm×30m 排水溝 幅300mm×深さ200mm×10m ためます 500mm×500mm×400mm	幅300mm×深さ20mm×3m (途中でNo1の排水溝と合流)
配置	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
その他参考となるべき事項	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>配管については、地下配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などのケースも考えられる。 トレンチの場合はトレンチの構造についても記載すること</p> </div>	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。  
「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。  
「主要寸法」の欄には、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。  
「配置」の欄には、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。  
有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないため、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	N o 3	N o 4
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害特定	有害貯蔵
設 備	地上配管、バルブ、フランジ	地上配管、バルブ、フランジ
構 造	配水管：塩ビ地上配管	排水管：塩ビ地上配管
主 要 寸 法	配管：直径100mm×10m バルブ：1箇所 フランジ：2箇所	配管：直径100mm×20m バルブ：2箇所 フランジ：3箇所
配 置	1階～屋上排水設備図面参照	廃液保管室 (1階平面図参照)
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
工事完成予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
使用開始予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日	〇〇年 〇月 〇〇日
その他参考となるべき事項	排水管は有害貯蔵施設に接続	排水管内を有害物質を含む水が流れる

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

「設備」の欄には、施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載すること。  
「構造」の欄には、設備の材質を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。  
「主要寸法」の欄には、設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。  
「配置」の欄には、建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。  
有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	N o 1	N o 2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害特定	有害特定
設 置 場 所	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)	めっき工場1階 (配置は添付図面〇〇のとおり)
操 業 の 系 統	〇〇処理を行う	〇〇めっきを行う
使 用 時 間 間 隔	週に2～3日程度使用し、使用時間帯は不規則	10時～16時
1日当たりの使用時間	4時間	6時間
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	(前処理工程) 硝酸 30kg/月 (1wt%) (クロメート処理工程) 硫酸 5kg/月 (1wt%) 硫酸 100kg/月 (20wt%) 無水クロム酸 10kg/月	(前処理工程) N a O H 100kg/月 (10wt%) 界面活性剤 10kg/月 (1wt%) 硫酸 100kg/月 (5wt%) (めっき工程) 金属亜鉛 5kg/月 (1wt%) N a O H 50kg/月 (10wt%) N a C N 10kg/月 フッ化水素酸 10kg/月
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	——	——
その他参考となるべき事項	排水は、排水処理施設で処理後下水道放流。	脱脂洗浄槽の濃厚廃液及びめっき浴ろ過装置の逆洗洗浄水は、廃液貯蔵タンクに保管後委託処分する。 他の排水は、排水処理施設で処理後下水道放流。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	No 3	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害特定	
設置場所	屋上 (屋上平面図参照)	
操業の系統	ドラフト→廃ガス洗浄	<p>・有害物質使用特定施設にあって、原材料に有害物質が含まれる場合は、有害物質名を記載する。          なお、有害物質を製造するなど、原材料以外に含まれるのであれば、その他欄に記載する。</p>
使用時間間隔	10時～16時	
1日当たりの使用時間	6時間	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	硝酸等廃ガスの洗浄 洗浄水は循環使用	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	—	<p>・廃棄物の外部委託などによる有害物質の系外排出などがあれば記載する。</p>
その他参考となるべき事項	スクラバー洗浄水は、年に1回交換後排水処理施設で処理。	

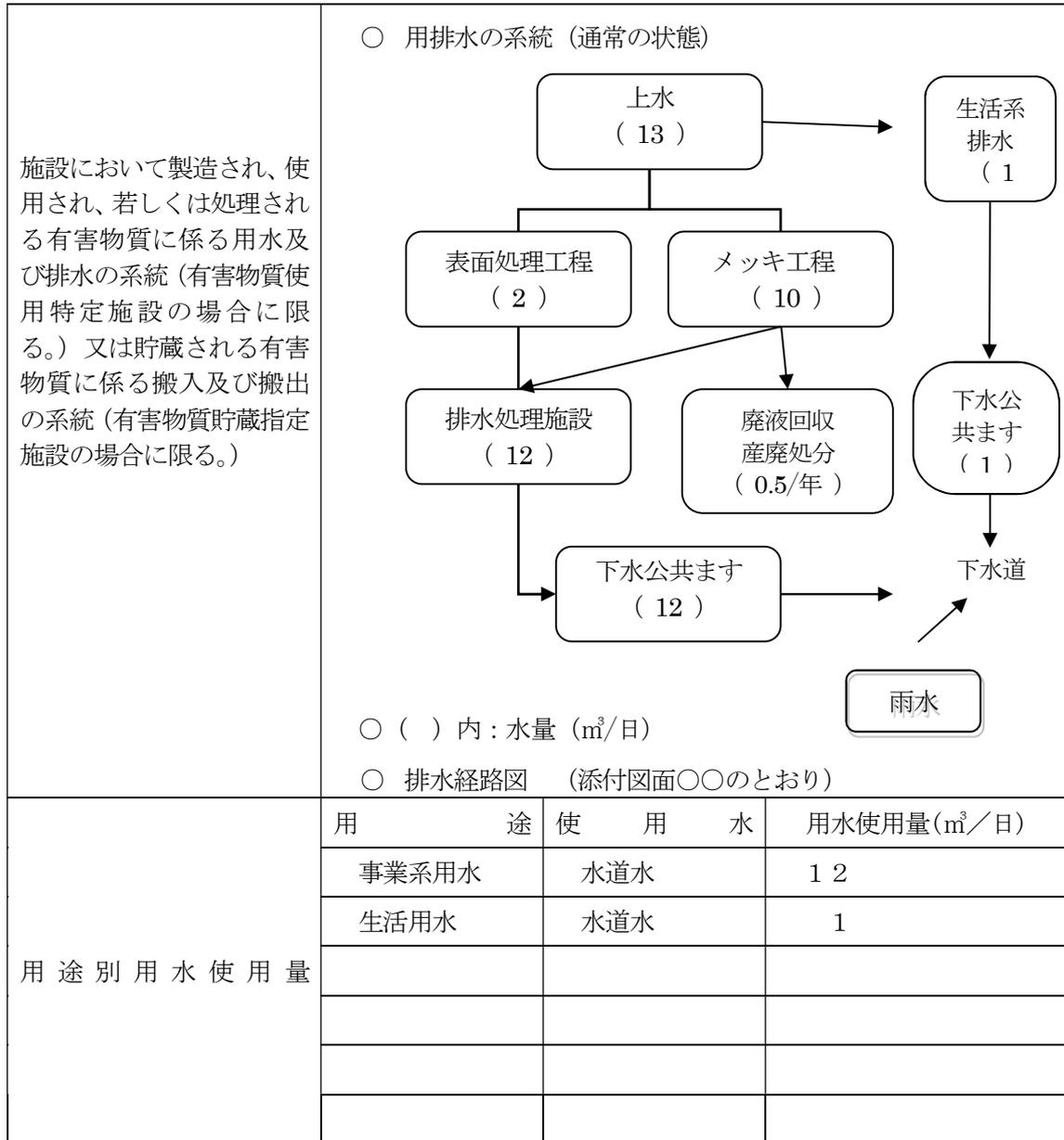
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

## 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	N o 4	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害貯蔵	
設 置 場 所	廃液保管室 (1階平面図参照)	
操 業 の 系 統	電気めっき施設系排水廃液の貯蔵	
使 用 時 間 間 隔	月～金 (9時～18時)	
1日当たりの使用時間	6時間	
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	—	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	シアン	
その他参考となるべき事項	廃液(500L程度)は、年1回の頻度で産業廃棄物として委託処理する。	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄にはそれぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）



備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水量の欄には記載しないこと。